

女性現実研究所 資料『女性現実物語』

新旧第二女性提供・委託資料保管セクター（センター）（日記、媒体等）

分類作業、通告・通報マニュアル
（日記、媒体等）

まるで物語のような女性の現実にかけて

初版：2004年5月2日

最終更新：2019年9月22日

～ 著者 ～

◆女性現実研究所 代表スタッフ（代表ウォッチャー、男女）

～ 編者（女性からのご相談、ご投稿、情報提供の受付および本著の編集） ～

◆女性現実研究所 幹部女性スタッフ（幹部女性ウォッチャー）一同

～ ご協力者（代表および幹部女性スタッフ一同より厚く御礼申し上げます） ～

◆女性現実研究所 一般女性スタッフ（一般女性ウォッチャー）の皆様

（社会人女性スタッフ、主婦スタッフ、女子大学生スタッフ、女子高校生スタッフ）

◆女性現実研究所にご相談、ご投稿、情報提供して下さった全ての女性の皆様

（本著では、女性ご本人から公表のご希望やご許可を頂いた事例のみを取り上げておりますが、全ての女性にメール返信や面談などの個別対応を行っております。）

目次

1. 新旧第二女性提供・委託資料保管センター（日記、媒体等）
（媒体センター、媒体保管庫）と保管点数について
 - (1) 旧第二女性提供・委託資料保管センター（日記、媒体等）
 - (2) 新第二女性提供・委託資料保管センター（日記、媒体等）
2. 分類作業および通告・通報の仕組みと手順
3. 法令・条例および判例に対する我々の姿勢と分類方針
4. 分類作業および通告・通報マニュアル
- H. 新旧第二女性提供・委託資料保管センター（保管庫：センター）
 - A. 日記調査研究グループ
 - B. 音声調査研究グループ
 - G. 映像・動画調査研究グループ
 - H. 写真・画像調査研究グループ
 - X. 性的姿態・性行為可罰的違法性検証セクション
 - A. 18+AV女優、ヌードモデル性的姿態・性行為検証セクション
 - B. モデル、タレント、アイドル性的姿態・性行為検証セクション
 - C. 18+素人・一般女性性的姿態・性行為1検証セクション
 - D. 18+素人・一般女性性的姿態・性行為2検証セクション
 - E. 18+素人・一般女性性的姿態・性行為3検証セクション
 - F. 18+素人・一般女性性的姿態・性行為4検証セクション
 - G. 18+素人・一般女性性的姿態・性行為5検証セクション
 - H. 18+素人・一般女性性的姿態・性行為6検証セクション
 - I. 18+素人・一般女性性的姿態・性行為7検証セクション

（以下、H-H-X. 性的姿態・性行為可罰的違法性検証セクション内）

 - X. 裸族・部族女性可罰的違法性検証クラス
 - A. 迷惑防止条例違反（痴漢・のぞき・ひわいな言動・スカウト）検証クラス
 - B. 緊急事態検証クラス
 - C. 個人的法益に対する罪1検証クラス
 - D. 個人的法益に対する罪2検証クラス
 - E. 個人的法益に対する罪3検証クラス
 - F. 個人的法益に対する罪4検証クラス
 - G. 個人的法益に対する罪5検証クラス
 - H. 個人的法益に対する罪6検証クラス
 - I. 個人的法益に対する罪7検証クラス

（以下、H-H-A~F, H, I. AV女優、ヌードモデル、モデル、タレント、アイドル、

素人・一般女性性的姿態・性行為検証セクション内)

X. 性的撮影・頒布可罰的違法性検証クラス

A. 体位 1 検証クラス

B. 体位 2 検証クラス

C. 体位 3 検証クラス

D. 体位 4 検証クラス

E. 体位 5 検証クラス

F. 体位 6 検証クラス

G. 体位 7 検証クラス

H. 体位 8 検証クラス

I. 体位 9 検証クラス

(以下、H-H-G. 素人・一般女性性的姿態・性行為検証セクション内)

X. その他の女性身体部位・内部検証クラス

A. 上半身 1 検証クラス

B. 上半身 2 検証クラス

C. 上半身 3 検証クラス

D. 上半身 4 検証クラス

E. 下半身 1 検証クラス

F. 下半身 2 検証クラス

G. 下半身 3 検証クラス

H. 下半身 4 検証クラス

I. 下半身 5 検証クラス

(以下、H-H-A~F, H, I-X. 性的撮影・頒布可罰的違法性検証クラス内)

X. 裸族・部族女性可罰的違法性検証チーム

A. 迷惑防止条例違反検証チーム

B. 写り込み (映り込み) 検証チーム

C. 社会的・個人的法益に対する罪 1 検証チーム

D. 社会的・個人的法益に対する罪 2 検証チーム

E. 社会的・個人的法益に対する罪 3 検証チーム

F. 社会的・個人的法益に対する罪 4 検証チーム

G. 社会的・個人的法益に対する罪 5 検証チーム

H. 社会的・個人的法益に対する罪 6 検証チーム

I. 社会的・個人的法益に対する罪 7 検証チーム

(以下、H-H-A~I-A~I. 体位検証クラス内)

X. 性的姿態・性行為および性的撮影・頒布公然性可罰的違法性検証チーム

A. 場所・人数 1 検証チーム

- B. 場所・人数 2 検証チーム
- C. 場所・人数 3 検証チーム
- D. 場所・人数 4 検証チーム
- E. 場所・人数 5 検証チーム
- F. 場所・人数 6 検証チーム
- G. 場所・人数 7 検証チーム
- H. 場所・人数 8 検証チーム
- I. 場所・人数 9 検証チーム

(以下、H-H-A~I-A~I-X. 公然性可罰的違法性検証チーム内)

- X. 裸族・部族女性可罰的違法性検証ユニット
- A. 海外ヌードイズム・ナチュラルイズム検証ユニット
- B. 迷惑防止条例違反検証ユニット
- C. 社会的法益に対する罪 1 検証ユニット
- D. 社会的法益に対する罪 2 検証ユニット
- E. 社会的法益に対する罪 3 検証ユニット
- F. 社会的法益に対する罪 4 検証ユニット
- G. 社会的法益に対する罪 5 検証ユニット
- H. 社会的法益に対する罪 6 検証ユニット
- I. 社会的法益に対する罪 7 検証ユニット

1. 新旧第二女性提供・委託資料保管センター

(媒体センター、媒体保管庫) と保管点数について

当マニュアルが対象とする女性提供・委託資料(映像、写真等)は、他の資料と同様、私たち女現研スタッフの多くが居住する女子シェアハウスの敷地内にある大規模な保管庫にて厳重に保管しております。保管庫は、シェアハウスの一施設ではありますが、女現研本部が直接に管理・監督する大型倉庫です。

ここでいう映像、写真等とは、性被害女性などが登場する(映り・写り込んでいる)ものであって、旧来のアダルトビデオ(販売ビデオもホームビデオも含む)やアダルト雑誌など、形ある物やアナログ媒体として制作されたり流通したりしたものから、アダルト動画・画像など、記録メディアに保存されたデジタルデータとして制作されたり流通したりしたものまでを含みます。

入居女性や一時的に保護した女性の性被害映像・写真が記録された(または、記録された人物が当該女性であるとの訴えが本人や友人よりあったり、本部が当該女性である可能性を発見したりした)ビデオ、雑誌や動画、画像データ HDD、SSD などを中心に保管しており、女現研およびシェアハウスとしての独自調査に使用しています。

とりわけ、性被害の程度が軽微であると判断されるなどして、被害届が警察に受理されなかったり、保健所・児童相談所などに相談を受け付けられず被害女性が諦めていた個人レベルの性被害を、最高代表のもと、私たち有志の女性自身で徹底して極秘に扱い、調査しています。

独自調査は、特に性被害を受けておらずアダルトコンテンツの閲覧にトラウマなどの支障のない幹部の女性メンバーを中心に、強い信念のもとおこなわれています。

独自調査による被害物の回収率は、商業ベースに乗ってしまったものほど悪く、盗撮者・売り手が母親などの親族である場合や買い手・受取人が母親の不倫相手や近所の男性である場合ほど良くなっています。

(後者のほうが、訴訟手続き、費用、時間などの負担なく、加害者の自宅に訪問して詰め寄りやすいため。)

入居女性やその他の被害女性より親告罪としての告訴の意志の表明があった場合(強姦罪・強制わいせつ罪・名誉毀損罪・侮辱罪など)、自治体や警察に証拠として提出いたします。なお、集団強姦罪などの非親告罪が疑われる場合、被害女性に対しその旨を説明し、即時警察に通報いたします。学生、生徒、児童の場合、学校にも通告いたします。

保管点数

被害女性などが登場するアダルトビデオ(販売ビデオもホームビデオも含む)

- 該当作品数： 約 25,000 本
- マスタービデオを回収済みの作品数（複製され出回ったものは除く）： 約 150 本
- 全保管ビデオ数： 約 300,000 本

被害女性などが登場するアダルト雑誌

- 該当作品数： 約 300 誌
- 原稿・原写真を回収済みの作品数（複製され出回ったものは除く）： 約 10 誌
- 全保管雑誌数： 約 25,000 冊

被害女性などが登場するアダルト動画

- 該当作品数： 約 60,000 本
- マスターデータを回収済みの作品数（複製され出回ったものは除く）： 約 150 本（マスターデータの複製による流出も多く、回収は事実上不可能）
- 全保管動画数： 約 1,200,000 本

被害女性などが登場するアダルト画像

- 該当作品数： 約 30,000 種
- マスターデータを回収済みの作品数（複製され出回ったものは除く）： 0 枚（一度でも劣化なく複製されると、マスターデータが複数存在することとなり、回収は不可能）
- 全保管画像数： 約 3,500,000 枚

(1) 旧第二女性提供・委託資料保管センター（日記、媒体等）

当センターでは、女現研にご相談下さった性被害女性、性依存女性、性症状女性、失恋女性、ヌードモデル・AV 出演・援助交際・売春・不倫経験女性など（同性愛女性を含む）から提供された、おもに昭和時代以前の資料のうち、撮影中や性行為中、性症状発症中、またはそれらの前後の日記、音声、映像、写真などを、男性の厳しい監督・システムパトロールのもと、女性スタッフたちが厳重に保管しております。媒体ごとに法律に基づいた精査を行っております。

女性ごとのご希望により、女現研においてこれらの調査研究、供養などの宗教的・精神的な儀式、処分（裁断、破断、焼却、溶解、データ完全消去など。お立ち会い可）、ご本人への返却から、保健所・警察・学校などへの証拠品としての提出まで、様々な対応を行っております。ただし、処分の場合、性被害としての証拠は絶たれてしまいますので、ご注意ください。データも、非可逆的上書き・破壊を行います。

「過去を思い出したくない」、「トラウマやフラッシュバックを避けたい」などの理由から

一度お預け入れいただいたあと、単に処分するか、やはりお持ち帰りいただくか、宗教的・精神的な儀式などを行ってから処分や持ち帰りを行うか、外部へ証拠品として提出するかについて、お考えいただく期間に期限はございません。いつでもお預けいただいた物品やデータの閲覧、引取にお越しいただくことができますので、ゆっくりお考え下さい。

（2）新第二女性提供・委託資料保管センター（日記、媒体等）

当センターでは、女現研にご相談下さった性被害女性、性依存女性、性症状女性、失恋女性、ヌードモデル・AV出演・援助交際・売春・不倫経験女性など（同性愛女性を含む）から提供された、おもに平成時代以降の資料のうち、撮影中や性行為中、性症状発症中、またはそれらの前後の日記、音声、映像、写真などを、男性の厳しい監督・システムパトロールのもと、女性スタッフたちが厳重に保管しております。媒体ごとに法律に基づいた精査を行っております。

女性ごとのご希望により、女現研においてこれらの調査研究、供養などの宗教的・精神的な儀式、処分（裁断、破断、焼却、溶解、データ完全消去など。お立ち会い可）、ご本人への返却から、保健所・警察・学校などへの証拠品としての提出まで、様々な対応を行っております。ただし、処分の場合、性被害としての証拠は絶たれてしまいますので、ご注意ください。データも、非可逆の上書き・破壊を行います。

「過去を思い出したくない」、「トラウマやフラッシュバックを避けたい」などの理由から一度お預け入れいただいたあと、単に処分するか、やはりお持ち帰りいただくか、宗教的・精神的な儀式などを行ってから処分や持ち帰りを行うか、外部へ証拠品として提出するかについて、お考えいただく期間に期限はございません。いつでもお預けいただいた物品やデータの閲覧、引取にお越しいただくことができますので、ゆっくりお考え下さい。

なお、最近では女性（祖母、母親、姉妹、伯母、従姉妹、教師、同僚、友人など）による性的加害・性暴力（脱衣強要、撮影、盗撮、下着窃盗、転売、強制的性交等幫助、工具などでの暴力）も増えており、女現研でも、加害男性よりは加害女性の割り出しを得意としております。加害男性の痕跡は当然、被害女性の身体で直接的暴力の痕跡として見つかるケースが多い一方、加害女性の痕跡は、あとに残された物品やデータでこそ見つかるケースが多いことも、影響しています。しかしながら、最近では加害女性の姿態や暴力行為そのものが堂々と映っているケースも増えており、複雑多様化しています。

2. 分類作業および通告・通報の仕組みと手順

◎ 女現研の組織において、ディヴィジョン以下のクラスターは、基本的に幹部スタッフ

扱いではなく、一般スタッフ扱いであるが (別途解説)、本分類・通告・通報作業においては、全クラスターが高い権限を有し、幹部スタッフと一般スタッフとが一体的に行うものとする。

- ◎ 分類作業は、次の三段階で行われる。
 - 被写体女性の性的ポーズや性行為等の要望・許可の有無の調査
 - 被写体女性の性的ポーズや性行為等の撮影・頒布の要望・許可の有無の調査
 - 被写体女性の性的ポーズ・性行為等の実施場所・実施人数の調査
- ◎ これらは、法益 (主に刑法のそれ) の観点からは、それぞれ下記に該当する。
 - 個人的法益侵害の有無 (被写体女性が被害者であるかどうか)
 - 社会的・個人的法益双方の侵害の有無 (被写体女性が被害者であるかどうか)
 - 社会的法益侵害の有無 (被写体女性が被害者でない「被害者なき犯罪」であるかどうか)
- ◎ 刑法の条項は、主に国家的法益に対する罪、社会的法益に対する罪、個人的法益に対する罪の順となっているが、当分類作業では、逆順に行う。なぜならば、性犯罪においては、後述の通り、個人的法益の侵害 (性的自由に対する罪) と社会的法益の侵害 (性的感情に対する罪) が複雑に絡み合っており、かつ前者の侵害がいっそう重大で、法定刑も重刑となっているからである。後者の「被害者なき犯罪」(victimless crime) は、刑法の規定の通り、比較的軽微な罪として下層に分類する。
- ◎ 各段階の A~I は、全て合法であるか、違法性が確認できない資料であり、被写体女性が撮影内容から頒布までの全てを要望・許可しているものである。各階層の特徴は下記の通りである。これらはおおむね、先の三段階に相当する。
 - 姿勢・行為分類では、裸体・性行為要望度および知名度の高い AV 女優・ヌードモデルから、裸体・性行為は要望するが知名度は望まない素人・一般女性までを、分類する。後者については、上半身のみ裸体可、下半身のみ性行為に提供可など、細かな要望が見られるため、細分類とした。
 - 撮影・頒布分類では、事実上わいせつ物かどうかの判断基準となっている性器の露出の有無に焦点を当て、性器の見えない体位から見える体位までを、順に分類する。
 - 場所・人数分類では、公共・公然の場所 (裸体、性行為が公然わいせつとなる場所) から自宅内・自室内 (裸体、性行為が合法である場所) までを、順に分類する。
- ◎ 各段階の X 可罰的違法性検証作業では、その中の X~I までが、主に法定刑に従って、微罪・軽微な条例違反~重罪まで、順に並べられている。被写体女性の要望・許可の程度の観点から見れば、裸体・性行為やその撮影・頒布を大幅に要望・許可している場合は微罪、していない場合は重罪となる。また、この順に、被写体女性の被害・苦痛・心的外傷の度合い・問題性が高まる。違法性のある資料ではなく、可罰的違法性 (通告・

通報の意義・価値）のある資料のみを分類する。

- ◎ 被写体女性の身体部位の一部のみを撮影したものは、H-H-Gに分類する。
- ◎ 被写体は女性に限る。男性が映り（映り）込んだものについては、後述を参照。
- ◎ 撮影者は、男女を問わず、第三者か被写体自身（いわゆる「自撮り」）かも問わない。
- ◎ 分類項目は、主に二者択一の選択項目の積み重ねによって成り立っている。例えば、次のようなものである。
 - 被写体女性による性的ポーズ・性行為等の要望・許可の有無
 - 被写体女性による撮影の許可の有無、強制わいせつの可能性の有無
 - 被写体女性による顔部分以外の頒布の許可の有無
 - 被写体女性による顔出しでの頒布の許可の有無
 - 刑事罰とならず、別件（他の罪）で制裁が代替される性的行動の有無
 - 被写体女性が死傷したか否か
 - 被写体女性が18歳以上か未満か
 - わいせつ物頒布等の可能性の有無
 - 公然わいせつの可能性の有無
- ◎ 上記の仕分け作業を繰り返した結果、各階層のX可罰的違法性検証分類に残ったものについて、我々は通告・通報を行う。
- ◎ 親告罪および民事については、被写体女性の要望を優先して対応する。性被害の通告や公表、性被害としての扱いを望まない場合、これを強制しない。

3. 法令・条例および判例に対する我々の姿勢と分類方針

- ◎ 我々は、現憲法下における日本国の法令（立法・行政）および判例（司法・裁判の結果）を尊重し、合法性・違法性の予測をこれらに従って行う。
- ◎ 刑法その他の罰則を設ける法律は、法益を守るのであって、道徳を守ってはならないとの刑法学の基本原則に、我々も立脚して行動する。
- ◎ 従って、性被害女性等からの被害調査研究の依頼を受けた場合、悪質な加害者への制裁と冤罪の防止の双方を実現するため、道徳に基づかず法益に基づいて対応する。
- ◎ 資料についても、道徳的に分類せず、法益侵害の内容によって分類する。道徳的であっても違法であり、反道徳的であっても合法であるものを、我々は認める。
- ◎ 破廉恥罪と非破廉恥罪の区別については、否定するものではなく、違法であるのみの犯罪と違法かつ反道徳的な犯罪との緩やかな区別を想定するものの、作業では、あくまでも道徳的妥当性ではなく、法益適合性・可罰的違法性を判断根拠とする。
- ◎ 社会的法益と個人的法益が競合する場合、個人的法益を優先して分類する。
- ◎ 被写体女性が被害者である場合、可能な限り即時または早期に通告する。

- ◎ 一方、性犯罪における社会的法益の侵害（性的感情に対する罪）である「被害者なき犯罪」(victimless crime) は、法定刑が重刑である個人的法益の侵害（性的自由に対する罪）と比較して軽微な罪と規定されており、当分類作業においても、刑法の規定に従い分類する。
- ◎ 未遂は罰する旨の規定のある罪は、当分類作業でもその通りに扱う。
- ◎ 当分類作業において、「被写体女性の要望・許可がある」旨は、その対象である性的ポーズ・性行為・撮影・頒布等を被写体女性が認めており、被写体女性のプライバシー権、肖像権、パブリシティ権、人格権、財産権等、考え得る権利の全権について侵害が確認できないことをいう。被写体女性の態度には、著しい懇願から合意まで様々であるが、消極的な合意のみでは、「要望・許可がある」とは認めない。
- ◎ 次の全てを満たす場合（国内・海外共に合法）、通告を行わない。一方、いずれか一つでも満たさないならば、国内で違法の可能性のあるものとして各 X 分類へ移動する。但し、X のおよそ 8 割は、検挙・立件が不可能であると考えられる。
 - 被写体女性が撮影内容、撮影、頒布等に満足を表明している。
 - 被写体女性が撮影内容、撮影、頒布（顔写り込みの場合、顔出し・個人特定可能性有りでの頒布）の全てを要望または許可している。排泄行為、SM 行為等についても、同様である。女性身体からの離脱物（排泄物、分泌物、嘔吐物）についても、排泄・分泌・嘔吐時または排泄・分泌・嘔吐後の当該女性が被写体として写り込んでいるか否かにかかわらず、当該女性が撮影内容、撮影、頒布の全てを要望または許可している。
 - 撮影内容、撮影、頒布について、被写体女性に心的外傷や性的羞恥心が確認されない。
 - 被写体女性の心的外傷や性的羞恥心がないことは、被写体女性への直接の聴聞に基づく。すなわち、被写体女性が撮影や頒布の事実を知らないがために心的外傷や性的羞恥心がないにすぎない盗撮、のぞき、リベンジポルノなどではない。写真等の提供を受けた我々に一見して分かるのは、撮影された身体部位・性行為と撮影場所（野外か屋内か）のみであって、撮影・頒布の許可と頒布の事実、頒布時の修正の事実、年齢は不明なのであるから、これらは必ず確認しなければならない。
 - 法益保護主義、罪刑法定主義、責任主義に基づく限り、被写体女性と撮影者（男性、女性）の双方の行為が、下記を含むいかなる犯罪をも構成しない。犯罪構成要素や構成要件を満たさない。
 - 児童ポルノ法が定める児童ポルノではない。とりわけ、裸体の場合、被写体女性が 18 歳以上である。但し、18 歳未満の場合、衣服の着用の有無を問わず、児童ポルノとなりうる。
 - 刑法の「わいせつ物頒布等」の規定における「わいせつ」物ではない。すなわ

ち、頒布時に性器部分が非可逆的に修正済である。但し、撮影時および保存中は修正の有無を問わない。国内での撮影であっても、海外から合法的にアップロード・頒布されたか、国内でダウンロード・所持された性器無修正のもの、すなわち国内からアップロード・頒布したのではないものも、国内法に無関係であるため、国内合法に含める。また、性器以外（乳頭、陰毛、肛門や排泄物）の修正の有無は問わない。

- 刑法の「公然わいせつ」の規定における「わいせつ」性もない。すなわち、公共の場所や多人数での撮影ではない。但し、多人数での撮影の場合、通告には、全裸が前提である温泉等の空間でないことを要する。海外のヌード施設・地域等での撮影は、国内法に無関係であるため、国内合法に含める。
- 被写体女性への暴行や脅迫、殺傷行為がない。
- ◎ 正当な理由なく被写体女性を著しく羞恥させ又は被写体女性に不安を覚えさせる行為で、大衆の性的感情に対する罪となりうるが、被写体女性の性的自由に対する罪とならない行為（盗撮、のぞき等）については、刑法犯とならず迷惑防止条例等の違反となる傾向にあり、当作業でも別分類を設ける。
- ◎ 我々は、被写体のうち、女性の姿態・行為等のみを法的に詳しく観察し、細分類する。
- ◎ 判例上、異性間においては可罰的違法性が認められた一方、同性間（女性間）においてはそうでないとされた性行為については、当作業でもこの判断に従う。
- ◎ 18歳未満または13歳未満の青少年・少女間の性行為についても、判例に従い、可罰的違法性がないか、合法とする。
- ◎ 性器の無修正が違法であり、修正すれば合法性が高まることについては、明文化されていないにもかかわらず、判例上は明らかに常例となっている強固な傾向であり、かつ、この性器の修正の概念は、日本独自のものである。しかしながら、当作業においても、性器の無修正は違法であり、「わいせつ物」に該当するものとして扱う。
- ◎ 裸族女性が写り込んだ（映り込んだ）ものは、全て一括してXに分類する。理由は以下の通りである。
 - 全裸または半裸で生活することが通常である裸族の民族・部族について、日本法による社会的法益や個人的法益の概念を適用することは不可能であると考えられるが、これらの民族の写真をむやみに頒布した場合（研究者どうしであっても）、わいせつ物頒布等に問われる可能性が残されるため。
- ◎ 海外女性が写り込んだ（映り込んだ）ものは、全て一括してXに分類する。理由は以下の通りである。
 - 国内で違法となるかどうかは、被写体女性が日本人女性か海外女性かによるのではない。具体的な条文がないにもかかわらず、判例上は、性器無修正でのアップロード・頒布地が日本か否かによる。
 - 日本人女性の場合、撮影時点で法を意識して撮影しうるのに対し、海外女性で

は撮影後の修正の有無を気にせず（修正の概念が存在しない）性器を露出する傾向にある。被写体女性が日本人でない場合、必然的かつ自動的に日本法に違反している写真である可能性が高い。

- 日本人女性の多くが陰毛を剃らないのに対し、白人女性では陰毛を全て剃る傾向にあり、日本法に照らして撮影時の姿態が違法となりやすいこと。被写体女性が日本人でない場合、必然的に日本法に違反している写真である可能性が高い。

◎ 男性が写り込んだ（映り込んだ）もの（性交シーン含む）は、全て一括して×に分類する。理由は以下の通り、主に女性身体における「わいせつ」観念との大差によるものである。

- あらゆる積極的・消極的な被写体女性の中から性被害女性をピンポイントで発見するため。

- 男性の場合、女性と異なり、性器の写り込み無く正面から全身や陰毛のみを撮影することが不可能であり（女性のいわゆる「ヘアヌード」が存在しない）、特に勃起時には完全に不可能である。無修正写真・映像が合法となる余地が女性に比して極めて少なく、「わいせつ」性の判断が極めて簡単で、分類にも多様性を設ける必要がない。すなわち、男性の下半身写真の国内頒布は、ほぼ必ず違法である。女性器については、平時と興奮時とに大きな外見的差異が生じず、写真・映像の映り方に影響しない。

- 異性間の性交中の写真については、女性器への男性器の完全なる挿入中は修正が不要、そうでない場合は修正が必要であり、デジタル処理が極めて煩雑となる。映像業界では、煩雑さを避けるため、常に修正処理を施すのが一般的である。我々は、このような煩雑な事情の観察を省略して、女性のみを観察し、被害者の早期発見に努める。

- 男性の上半身（乳頭）、男性の下半身（性器）、女性の上半身（乳頭）、女性の下半身（性器）のうち、男性の上半身（乳頭）の露出のみが法令・判例上の社会的法益を害するわいせつ性（公然わいせつ、わいせつ物頒布等）を構成しないため、判断が容易である。すなわち、男性の上半身写真の国内頒布は、ほぼ必ず合法である。しかし、女性の上半身（乳頭）の露出は、判例および慣習上、わいせつ物頒布等という時の「わいせつ」性を有しないにもかかわらず、公然わいせつという時の「わいせつ」性を有し、女性の身体において「わいせつ」の多様な解釈が見られ、分類にも多様性を設ける必要がある。我々もこれに従う。

- 現在でも性犯罪加害者の多くが、性差の縮小は見られるにせよ、男性であって、また、性犯罪については、社会的法益の侵害（性的感情に対する罪）と個人的法益の侵害（性的自由に対する罪）の双方について、女性において心的外傷・被害感情が甚大になりやすいことから、やはり分類に多様性を設ける必要がある。

◎ 性暴力において工具などの使用が見られ、性行為（強制わいせつ、強制性交等）をも

逸脱した行為となっている場合は、傷害のおそれを判断するにあたり、有意に厳しい差を設け、著しく可罰的違法性があるものと見なす。

- ◎ 性的内容が主でないコンテンツで、閲覧に年齢制限が設けられているもの（18歳未満禁止、16歳未満禁止、15歳未満禁止などで、戦争、暴力、スプラッター、ホラーなどに属するもの）については、可罰的違法性があるコンテンツとはしない。

4. 分類作業および通告・通報マニュアル

H. 新旧第二女性提供・委託資料保管センター（保管庫：センター）

性被害女性などから提供・調査委託された被害映像・写真などは、本部が確認後、保管セクターの管轄となり、保管センターにて保管し、随時調査研究を行う。

A. 日記調査研究グループ

性被害女性、性依存女性、性症状女性などから提供された日記・手記などを保管し、調査研究しております。

B. 音声調査研究グループ

性被害女性、性依存女性、性症状女性などから提供された音声を保管し、調査研究しております。

G. 映像・動画調査研究グループ

分類・調査研究作業は、H. 写真・画像調査研究グループに準じます。映像・動画は写真・画像と異なり、動きのあるものですが、構造上は写真・画像の連続体であり、1コマでもHの条件を満たすコマがあれば、その映像・動画全体をその分類とします。

H. 写真・画像調査研究グループ

- ◎ まず、保管センターの写真を用意する。

X. 性的姿態・性行為可罰的違法性検証セクション

- ◎ H-H-A~I に該当しない写真は、ここに分類する。細分類は後述。

A. 18+AV女優、ヌードモデル性的姿態・性行為検証セクション

- ◎ 次の全てを満たす場合、ここに分類する。
 - 被写体女性が性産業に従事しており、このうち、18歳以上のAV女優やヌードモデルである。
 - すなわち、着衣・ポーズ・薄着・性的ポーズ・裸体・性行為・排泄等行為（の見物）・氏名（芸名）公表・顔出し・有償頒布を要望・許可していることが前提である。排泄行為を見せない女優や性行為を見せないヌードモデル等、一部行為を見せない女性も、ここに含む。
 - 氏名（芸名）・顔写真・裸体・性行為・排泄等行為に広告宣伝効果があり、パブリシティー権が優先される。

B. モデル、タレント、アイドル性的姿態・性行為検証セクション

- ◎ 次の全てを満たす場合、ここに分類する。
 - 被写体女性が性産業に従事しておらず、このうち、モデル、タレント、アイドルなどである（年齢は不問）。
 - すなわち、着衣・ポーズ・薄着・性的ポーズ・氏名（芸名）公表・顔出し・有償頒布を要望・許可していることが前提である。薄着・性的ポーズを見せないモデル等、一部行為を見せない女性も、ここに含む。
 - 氏名（芸名）・顔写真に広告宣伝効果があり、パブリシティー権が優先される。

C. 18+素人・一般女性性的姿態・性行為1検証セクション

- ◎ 次の全てを満たす場合、ここに分類する。
 - 被写体女性が18歳以上の素人・一般女性である。性産業に従事しているか否かは不問。性風俗嬢も含む。
 - このうち、上下半身共に衣類を着用しており、乳頭・陰毛・性器・肛門露出無し。アウター・上着からインナー・下着・水着までを含む。氏名・顔露出不問。
 - 行為内容を自らの意思で要望・許可済である。

- 私人・非有名人扱いであり、プライバシー権が優先される。

D. 18+素人・一般女性性的姿態・性行為 2 検証セクション

◎ 次の全てを満たす場合、ここに分類する。

- 被写体女性が 18 歳以上の素人・一般女性である。性産業に従事しているか否かは不問。性風俗嬢も含む。
- このうち、上半身裸か上半身シースルーであり、乳頭露出を含む。氏名・顔露出不問。
- 行為内容を自らの意思で要望・許可済である。
- 私人・非有名人扱いであり、プライバシー権が優先される。

E. 18+素人・一般女性性的姿態・性行為 3 検証セクション

◎ 次の全てを満たす場合、ここに分類する。

- 被写体女性が 18 歳以上の素人・一般女性である。性産業に従事しているか否かは不問。性風俗嬢も含む。
- このうち、下半身裸か下半身シースルーであり、陰毛・性器・肛門露出を含む。氏名・顔露出不問。
- 行為内容を自らの意思で要望・許可済である。
- 私人・非有名人扱いであり、プライバシー権が優先される。

F. 18+素人・一般女性性的姿態・性行為 4 検証セクション

◎ 次の全てを満たす場合、ここに分類する。

- 被写体女性が 18 歳以上の素人・一般女性である。性産業に従事しているか否かは不問。性風俗嬢も含む。
- このうち、全裸か全身シースルーであり、乳頭・陰毛・性器・肛門露出を含む。氏名・顔露出不問。
- 行為内容を自らの意思で要望・許可済である。
- 私人・非有名人扱いであり、プライバシー権が優先される。

G. 18+素人・一般女性性的姿態・性行為 5 検証セクション

◎ 次の全てを満たす場合、ここに分類する。

- 被写体女性が 18 歳以上の素人・一般女性である。性産業に従事しているか否か

は不問。性風俗嬢も含む。

- このうち、身体部位・パーツを写したものであり、乳頭・陰毛・性器・肛門露出を含む。氏名・顔露出不問。
- 行為内容を自らの意思で要望・許可済である。
- 私人・非有名人扱いであり、プライバシー権が優先される。

H. 18+素人・一般女性性的姿態・性行為 6 検証セクション

◎ 次の全てを満たす場合、ここに分類する。

- 被写体女性が 18 歳以上の素人・一般女性である。性産業に従事しているか否かは不問。性風俗嬢も含む。
- このうち、女性の体外への離脱行為（排泄・分泌・嘔吐）またはその離脱物（排泄物・分泌物・嘔吐物）を写したものであり、乳頭・陰毛・性器・肛門露出を含む。氏名・顔露出不問。
- 行為内容を自らの意思で要望・許可済である。
- 私人・非有名人扱いであり、プライバシー権が優先される。

I. 18+素人・一般女性性的姿態・性行為 7 検証セクション

◎ 次の全てを満たす場合、ここに分類する。

- 被写体女性が 18 歳以上の素人・一般女性である。性産業に従事しているか否かは不問。性風俗嬢も含む。
- このうち、女性の体内への侵入・蹂躪・損壊行為（SM、エログロ、スプラッター、ホラー）を写したものであり、乳頭・陰毛・性器・肛門露出を含む。氏名・顔露出不問。
- 行為内容を自らの意思で要望・許可済である。
- 私人・非有名人扱いであり、プライバシー権が優先される。

（以下、H-H-X. 性的姿態・性行為可罰的違法性検証セクション内）

◎ H-H-A~I に該当しない写真は、次の通り分類する。

X. 裸族・部族女性可罰的違法性検証クラス

◎ 被写体女性の要望・許可の有無を問わず姿態・行為に違法性が無いが、被写体女性（側社会）に近現代の性観念が無い可能性がある。

- 裸族・部族女性であり、野外の性行為・排泄行為が常態である。
- 13歳・18歳未満女性を含む。

A. 迷惑防止条例違反（痴漢・のぞき・ひわいな言動・スカウト）検証クラス

- ◎ 刑法犯構成は困難だが、社会的・個人的法益侵害（両説有り）の可能性（軽犯罪法・迷惑防止条例違反等）がある。
 - 痴漢・のぞき・ひわいな言動・スカウトなどである。但し、盗撮・ピンクビラ配布などについては、主に下階層のXに含める。
 - 構成している可能性のある犯罪：住居・建造物侵入、軽犯罪法違反等（盗撮・のぞき等は、より重罰であるこれで罰する。迷惑防止条例違反等の可能性も高い。）
 - 分類要件
 - ◇ 被写体女性に対する性的行為のうち、刑事罰が規定されず、別件（建造物侵入等）での立件や迷惑防止条例違反となる行為（痴漢・のぞき等）であるならば、ここへ分類。但し、被写体女性が行為を知るところとなる痴漢については、強制わいせつの可能性があるため、B～Gへ移動。
 - ◇ 被写体女性は、共犯者でなく、被害者である。
 - ◇ 迷惑防止条例の「公共の場所又は公共の乗物において」の規定に基づき、自宅内等（被写体女性側が合法的に公然と入浴等をしているのでない状況下）において、被写体女性の意に反するのぞきは本条例違反ではないため、合法へ分類。
 - ◇ 被写体女性が性的気分になく、性的ポーズ・性行為の状態になく、かつ痴漢・のぞきの事実を実行時まで、または実行後も、知らないものでなければならぬ。被写体女性の心的外傷についても、刑法犯である強制わいせつ等における個人的法益の侵害の結果よりも軽微のものであるか、迷惑行為の事実を知らないことによって皆無のものでなければならぬ。
 - ◇ 被写体女性が性的気分にあつて、撮影内容すなわち性的ポーズ・性行為（の見物）、撮影、頒布の可能性に自覚的であるか、撮影や頒布を目的として入浴等を行っているならば、性器の無修正頒布に該当しない限り、合法。

B. 緊急事態検証クラス

- ◎ 可罰性・有責性は無いが、被写体女性の要望・許可が無く、違法性が有る可能性がある。
 - 緊急・災害時の寝室・トイレ・風呂への突入、薄着・裸体避難強行、救命措置等

C. 個人的法益に対する罪 1 検証クラス

- ◎ 個人的法益に対する罪、被写体女性が被害者の可能性（脅迫、強要等）がある。
 - 被写体女性が性行為・排泄等行為（の見物）の一方を要望・許可、他方が問題。

D. 個人的法益に対する罪 2 検証クラス

- ◎ 個人的法益に対する罪、被写体女性が被害者の可能性（強制わいせつ、強制性交等）がある。
 - 被写体女性が裸体は要望・許可、性行為・排泄等行為（の見物）が問題。

E. 個人的法益に対する罪 3 検証クラス

- ◎ 個人的法益に対する罪、被写体女性が被害者の可能性（強制わいせつ、強制性交等）がある。
 - 被写体女性が薄着・性的ポーズは要望・許可、裸体が問題。

F. 個人的法益に対する罪 4 検証クラス

- ◎ 個人的法益に対する罪、被写体女性が被害者の可能性（強制わいせつ、強制性交等）がある。
 - 被写体女性が着衣・ポーズは要望・許可、薄着・性的ポーズが問題。
 - 構成している可能性のある犯罪：（準）強制わいせつ、（準）強制性交等、暴行、脅迫（迷惑防止条例違反等、および不法行為成立による損害賠償責任の発生の可能性も有り。）
 - 暴行、脅迫の可能性は、刑法に「暴行又は脅迫を用いて」との規定があることによる。傷害を伴う場合は G へ分類。また、被写体女性が心神喪失若しくは抗拒不能の状態にある場合、「(準)」が適用される可能性がある。
 - 分類要件
 - ◇ 被写体女性に無許可での性的ポーズ・性行為が既遂ならば、E からここへ移動。（刑法では未遂罪が成立するが、資料では確認に既遂を要する。）
 - ◇ 社会的法益の侵害（公然わいせつ性等）はないか乏しいが、被写体女性が撮影内容、撮影、頒布、顔出しのいずれをも要望・許可しておらず、個人的法益の侵害（強制わいせつ性等）が著しいこと。（但し、旧来は強制わいせつは社会的法益の侵害とされた。現在は、強制性交等は社会的・個人的法益双

方の侵害、強制わいせつは個人的法益の侵害とされる。)

- ◇ 国内での単純所持そのものは合法である資料であること。

G. 個人的法益に対する罪 5 検証クラス

- ◎ 個人的法益に対する罪の可能性 (暴行、傷害、傷害致死、殺害等) がある。
 - 被写体女性の要望・許可有る場合含む。
 - 被写体女性への暴行や傷害・傷害致死・殺害等、女体侵入・蹂躪・損壊が問題。
 - 構成している可能性のある犯罪：強制わいせつ等致死傷、傷害、傷害致死等
 - 分類要件
 - ◇ 被写体女性の外傷有または死亡が確実 (既遂) ならば、必ずここへ分類。(刑法では未遂罪が成立するが、資料では確認に既遂を要する。) 刑法の規定通り、暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、傷害でなく暴行として扱う。暴行の痕は、写真から確認できない場合が多く、暴行のおそれがあってもここに含めないことがある。一方、暴行被害や傷害被害を希望するマゾヒズムの被写体女性についても、親告罪でないことに鑑み、死傷した時点で、ここに含める。
 - ◇ 被写体女性が撮影内容、撮影、頒布の全てを要望・許可している場合、資料そのものは合法 (SM 等。上階層分類へ移動)。但し、撮影者の罪は成立。

H. 個人的法益に対する罪 6 検証クラス

- ◎ 社会的・個人的法益に対する罪 (両説有り) の可能性 (淫行、みだらな性行為、みだらな性交類似行為、児童買春、監護者わいせつ、監護者性交等、淫行勧誘等) がある。
 - 被写体女性の要望・許可有る場合含む。
 - 被写体女性が 13 歳・18 歳未満であることが問題。
 - 刑法、児童福祉法、児童ポルノ法、淫行条例、青少年保護育成条例等、関連法規・条例の全てについて検証する。

I. 個人的法益に対する罪 7 検証クラス

- ◎ 個人的法益に対する罪、見物人 (児童) が被害者の可能性 (脅迫、強要等) がある。
 - 被写体女性による裸体・性行為・排泄等行為の見物の強要等が問題。

(以下、H-H-A~F, H, I, AV 女優、ヌードモデル、モデル、タレント、アイドル、素人・一般女性性的姿態・性行為検証セクション内)

- ◎ H-H-A～I は、次の通り分類する。

X. 性的撮影・頒布可罰的違法性検証クラス

- ◎ H-H-A～I-A～I に該当しない写真は、ここに分類する。細分類は後述。

A. 体位 1 検証クラス

- ◎ 次のいずれかを満たす場合、ここに分類する。
 - 有毛・閉脚・半開脚の全体位の背面（乳頭・陰毛・性器・肛門露出無き体位）
 - 起坐位の腹面（乳頭・陰毛・性器・肛門露出無き体位）

B. 体位 2 検証クラス

- ◎ 次のいずれかを満たす場合、ここに分類する。
 - 伏臥位・腹臥位・俯せ・半腹臥位・シムズ体位の胸・臀部方向（肘立ちは乳頭、無毛・開脚は陰毛・性器・肛門露出可能体位）

C. 体位 3 検証クラス

- ◎ 次のいずれかを満たす場合、ここに分類する。
 - 長坐位・端坐位・半座位の腹面（乳頭・陰毛露出可能体位、無毛・開脚は性器露出可能体位）

D. 体位 4 検証クラス

- ◎ 次のいずれかを満たす場合、ここに分類する。
 - 立位・直立の腹面（乳頭・陰毛露出可能体位、無毛・開脚は性器露出可能体位）

E. 体位 5 検証クラス

- ◎ 次のいずれかを満たす場合、ここに分類する。
 - 側臥位・半側臥位の腹面・臀部方向（乳頭・陰毛露出可能体位、無毛・開脚は性器・肛門露出可能体位）

F. 体位 6 検証クラス

- ◎ 次のいずれかを満たす場合、ここに分類する。
 - 仰臥位・背臥位・仰向けの腹面・臀部方向（乳頭・陰毛露出可能体位、無毛・開脚は性器・肛門露出可能体位）

G. 体位 7 検証クラス

- ◎ 次のいずれかを満たす場合、ここに分類する。
 - 膝立坐位・体育座り・背臀位・M 字・中腰の腹面・臀部方向（陰毛・性器・肛門露出可能体位、半膝立は乳頭露出可能体位、無毛・開脚含む）

H. 体位 8 検証クラス

- ◎ 次のいずれかを満たす場合、ここに分類する。
 - 屈曲側臥位・膝抱え仰臥位の腹面・臀部方向（陰毛・性器・肛門露出可能体位、半屈曲は乳頭露出可能体位、無毛・開脚含む）

I. 体位 9 検証クラス

- ◎ 次のいずれかを満たす場合、ここに分類する。
 - 四つん這いの臀部方向（乳頭・陰毛・性器・肛門露出可能体位、無毛・開脚含む）
 - 倒立位（乳頭・陰毛・性器・肛門露出可能体位、無毛・開脚含む）
 - 空中（乳頭・陰毛・性器・肛門露出可能体位、無毛・開脚含む）

（以下、H-H-G. 素人・一般女性性的姿態・性行為検証セクション内）

（性被害は、強制性交による妊娠・出産を除き、女性身体の外外部が受ける場合が圧倒的に多く、このように身体内部を全て X に分類し、それ以外の部位を細かに分類する方法を適用する。）

X. その他の女性身体部位・内部検証クラス

- ◎ 子宮、卵管、卵巣、陰核脚、尿道

A. 上半身 1 検証クラス

◎ 頭部、頭髪、顔面、首

B. 上半身 2 検証クラス

◎ 肩、腕、手、手指

C. 上半身 3 検証クラス

◎ 乳房、乳輪、乳首

D. 上半身 4 検証クラス

◎ 胴、腹、臍、背

E. 下半身 1 検証クラス

◎ 外性器全貌

F. 下半身 2 検証クラス

◎ 上部陰毛、陰核亀頭、外尿道口、排尿、放尿

G. 下半身 3 検証クラス

◎ 陰毛、大陰唇、小陰唇、膣前庭、膣、分泌

H. 下半身 4 検証クラス

◎ 臀部、肛門、排便

I. 下半身 5 検証クラス

◎ 脚、足、足指

(以下、H-H-A~F, H, I-X. 性的撮影・頒布可罰的違法性検証クラス内)

- ◎ H-H-A～I-A～I に該当しない写真は、次の通り分類する。

X. 裸族・部族女性可罰的違法性検証チーム

- ◎ 被写体女性の要望・許可の有無を問わず撮影・頒布に違法性が無いが、被写体女性（側社会）に近現代の性観念が無い可能性がある。
- 裸族・部族女性であり、野外の性行為・排泄行為が常態である。
 - 13歳・18歳未満女性を含む。
 - 分類要件
 - ◇ 近現代法観念のない地域の資料、不明点が多い資料は、ここへ分類。（但し、国内からの性器無修正でのアップロード等は常に違法となる。）

A. 迷惑防止条例違反検証チーム

- ◎ 刑法犯構成は困難だが、社会的・個人的法益侵害（両説有り）の可能性（軽犯罪法・迷惑防止条例違反等）がある。
- 盗撮（自宅等公共場所でない盗撮は違反に問えず）・ピンクビラ配布などである。但し、痴漢・のぞきなどについては、主に上階層のXに含める。
 - 構成している可能性のある犯罪：住居・建造物侵入、わいせつ物頒布等、軽犯罪法違反等（盗撮・のぞき等は、より重罰であるこれで罰する。迷惑防止条例違反等の可能性も高い。）
 - 分類要件
 - ◇ 被写体女性に対する性的行為のうち、刑事罰が規定されず、別件（建造物侵入等）での立件や迷惑防止条例違反となる行為（盗撮等）であるならば、ここへ分類。
 - ◇ 被写体女性は、共犯者でなく、被害者である。
 - ◇ 迷惑防止条例の「公共の場所又は公共の乗物において」の規定に基づき、自宅内等（被写体女性側が合法的に公然と入浴等をしているのでない状況下）において、被写体女性の意に反する撮影は本条例違反ではないため、合法へ分類。
 - ◇ 被写体女性が性的気分になく、性的ポーズ・性行為の状態になく、かつ撮影の事実を実行時まで、または実行後も、知らないものでなければならない。被写体女性の心的外傷についても、刑法犯である強制わいせつ等における個人的法益の侵害の結果よりも軽微のものであるか、迷惑行為の事実を知らないことによって皆無のものでなければならない。

- ◇ 被写体女性が性的気分にあって、撮影内容すなわち性的ポーズ・性行為（の見物）、撮影、頒布の可能性に自覚的であるか、撮影や頒布を目的として入浴等を行っているならば、性器の無修正頒布に該当しない限り、合法。

B. 写り込み（映り込み）検証チーム

- ◎ 社会的・個人的法益に対する罪、被写体女性が無関係だが国内からの無修正頒布が必ずわいせつ物や著作権法違反の可能性がある。

- 男性器の写り（映り）込み有りのは、必ずここに含める。
- 他の無修正 AV 等の写り（映り）込み有り、必ずここに含める。
- 構成している可能性のある犯罪：わいせつ物頒布等、著作権法違反
- 分類要件
 - ◇ 性器無修正で頒布されたことが確認済み、頒布に被写体女性の積極性があるならば、必ずここへ分類。
 - ◇ 被写体女性のいかなる自由意思をも侵害しておらず、性器の無修正のみが問題であること。性的ポーズ・性行為（の見物）、撮影とその後の性器の無修正での頒布が、被写体女性の要望・許可によること。「被害者なき犯罪」を構成していること。被写体女性の自由意思のいずれかを侵害している場合、ここに含めない。
 - ◇ 国内での単純所持そのものは合法である資料であること。（頒布はグレーゾーン。）
 - ◇ わいせつ物でないもの（乳頭、乳輪、陰毛、肛門が写ったもの）は、判例上、合法。
 - ◇ ノードモデル、AV 女優等の写真が本人や所属先によって、または本人や所属先等の許可を得た他者によって、営利目的で頒布された場合、合法。許可なき場合は、肖像権、パブリシティ権の侵害として、C へ移動。

C. 社会的・個人的法益に対する罪 1 検証チーム

- ◎ 社会的・個人的法益に対する罪、被写体女性が被害者の可能性（パブリシティ権侵害、わいせつ物頒布等）がある。

- 被写体女性が撮影・氏名（芸名）顔出し頒布は要望・許可、氏名（芸名）無き頒布が問題。
- 但し、撮影・頒布を女性が拒否していても、営利目的で撮影・頒布され、女性にも利益配分や知名度の上昇があったことで女性が意見を変え、かつ当初の拒否の感情がもはや確認できなくなった場合、女性もわいせつ物頒布の共犯者と見て、

ここに含めない。ブログ等の無償ツールも調査対象とする。

D. 社会的・個人的法益に対する罪 2 検証チーム

- ◎ 社会的・個人的法益に対する罪、被写体女性が被害者の可能性(プライバシー権侵害、わいせつ物頒布等)がある。
 - 被写体女性が撮影・顔出し頒布は要望・許可、氏名公表・顔以外頒布が問題。
 - 但し、撮影・頒布を女性が拒否していても、営利目的で撮影・頒布され、女性にも利益配分や知名度の上昇があったことで女性が意見を変え、かつ当初の拒否の感情がもはや確認できなくなった場合、女性もわいせつ物頒布の共犯者として、ここに含めない。ブログ等の無償ツールも調査対象とする。

E. 社会的・個人的法益に対する罪 3 検証チーム

- ◎ 社会的・個人的法益に対する罪、被写体女性が被害者の可能性(プライバシー権侵害、わいせつ物頒布等)がある。
 - 被写体女性が撮影・顔以外頒布は要望・許可、顔出し頒布が問題。
 - 但し、撮影・頒布を女性が拒否していても、営利目的で撮影・頒布され、女性にも利益配分や知名度の上昇があったことで女性が意見を変え、かつ当初の拒否の感情がもはや確認できなくなった場合、女性もわいせつ物頒布の共犯者として、ここに含めない。ブログ等の無償ツールも調査対象とする。
 - 構成している可能性のある犯罪：秘密漏示、わいせつ物頒布等、脅迫、強要、名誉毀損、侮辱等(迷惑防止条例違反、プライバシー権の侵害、不法行為成立による損害賠償責任の発生の可能性も有り。)
 - 分類要件
 - ◇ 被写体女性に無許可での顔出しのままの頒布が既遂ならば、D などからここへ移動。(刑法では未遂罪が成立するが、資料では確認に既遂を要する。)
 - ◇ 被写体女性が撮影内容すなわち性的ポーズ・性行為(の見物)、撮影、顔部分以外の頒布を要望・許可しており、顔出しでの頒布のみが無許可であること。撮影時に顔を撮影したか否かは問わない。
 - ◇ 国内での単純所持そのものは合法である資料であること。(頒布はグレーゾーン。)

F. 社会的・個人的法益に対する罪 4 検証チーム

- ◎ 社会的・個人的法益に対する罪、被写体女性が被害者の可能性(脅迫、強要等)があ

る。

- 被写体女性が撮影は要望・許可、頒布が問題。
- 但し、撮影・頒布を女性が拒否していても、営利目的で撮影・頒布され、女性にも利益配分や知名度の上昇があったことで女性が意見を変え、かつ当初の拒否の感情がもはや確認できなくなった場合、女性もわいせつ物頒布の共犯者として、ここに含めない。ブログ等の無償ツールも調査対象とする。
- 構成している可能性のある犯罪：秘密漏示、わいせつ物頒布等、脅迫、強要、名誉毀損、侮辱等（迷惑防止条例違反、プライバシー権の侵害、不法行為成立による損害賠償責任の発生の可能性も有り。）
- 分類要件
 - ◇ 被写体女性に無許可での頒布が既遂ならば、E などからここへ移動。（刑法では未遂罪が成立するが、資料では確認に既遂を要する。）
 - ◇ 被写体女性が撮影内容すなわち性的ポーズ・性行為（の見物）と撮影を要望・許可しており、頒布のみが無許可であること。
 - ◇ 国内での単純所持そのものは合法である資料であること。（頒布はグレーゾーン。）

G. 社会的・個人的法益に対する罪 5 検証チーム

- ◎ 社会的・個人的法益に対する罪、被写体女性が被害者の可能性（脅迫、強要、わいせつ物頒布等）がある。
 - 撮影・頒布が問題。
 - 但し、撮影・頒布を女性が拒否していても、営利目的で撮影・頒布され、女性にも利益配分や知名度の上昇があったことで女性が意見を変え、かつ当初の拒否の感情がもはや確認できなくなった場合、女性もわいせつ物頒布の共犯者として、ここに含めない。ブログ等の無償ツールも調査対象とする。
 - 構成している可能性のある犯罪：秘密漏示、わいせつ物頒布等、脅迫、強要、名誉毀損、侮辱等（迷惑防止条例違反、プライバシー権の侵害、不法行為成立による損害賠償責任の発生の可能性も有り。）
 - 分類要件
 - ◇ 被写体女性に無許可での撮影が既遂ならば、F からここへ移動。（刑法では未遂罪が成立するが、資料では確認に既遂を要する。）
 - ◇ 被写体女性が撮影内容すなわち性的ポーズ・性行為（の見物）を要望・許可しており、撮影と頒布が無許可であること。
 - ◇ 国内での単純所持そのものは合法である資料であること。（頒布はグレーゾーン。）

H. 社会的・個人的法益に対する罪 6 検証チーム

- ◎ 社会的・個人的法益に対する罪（両説有り）の可能性（児童ポルノ、わいせつ物頒布等）がある。
- 被写体女性の要望・許可有る場合含む。
 - 被写体女性が 18 歳未満であることが問題。
 - 単純所持も直ちに可罰的違法。
 - 刑法、児童福祉法、児童ポルノ法、淫行条例、青少年保護育成条例等、関連法規・条例について全て検証する。
 - 構成している可能性のある犯罪：児童ポルノ、（準）強制わいせつ、（準）強制性交等、暴行、脅迫、監護者わいせつ、監護者性交等、淫行勧誘等（迷惑防止条例違反等、および不法行為成立による損害賠償責任の発生の可能性も有り。）
暴行、脅迫の可能性は、刑法に「暴行又は脅迫を用いて」との規定があることによる。傷害を伴う場合は上階層 G へ分類。また、被写体女性が心神喪失若しくは抗拒不能の状態にある場合、「（準）」が適用される可能性がある。
 - 分類要件
 - ◇ 被写体女性が 18 歳未満であることを確認済（既遂）ならば、必ずここへ分類。（刑法では未遂罪が成立するが、資料では確認に既遂を要する。）
 - ◇ 国内での単純所持そのものが犯罪（児童ポルノ単純所持罪）である資料であること。（撮影、頒布等も無論違法。）
 - ◇ 被写体女性が性的ポーズ・性行為を同意した年齢が法定の性的同意年齢たる 13 歳以上で、同意の意思が積極的なものであっても、撮影や頒布に同意しておらず、撮影者がこれらを行った場合（児童ポルノとして成立）、ここに含める。

I. 社会的・個人的法益に対する罪 7 検証チーム

- ◎ 社会的・個人的法益に対する罪、撮影・頒布者（児童）が被害者の可能性（脅迫、強要、わいせつ物頒布等）がある。
- 被写体女性による裸体・性行為・排泄等行為の撮影・頒布の強要等が問題。

（以下、H-H-A～I-A～I. 体位検証クラス内）

- ◎ H-H-A～I-A～I は、次の通り分類する。

X. 性的姿態・性行為および性的撮影・頒布公然性可罰的違法性検証チーム

◎ H-H-A~I-A~I-A~I に該当しない写真は、ここに分類する。細分類は後述。

A. 場所・人数 1 検証チーム

◎ 次の全てを満たす場合、ここに分類する。

- 国内、公共施設、野外。
- このうち、山、森林、公園、駅、道路、海水浴場、屋外プール、校庭、テント内等。
- 撮影内容は着替えに限らず、性的姿態・性行為を含む。

B. 場所・人数 2 検証チーム

◎ 次の全てを満たす場合、ここに分類する。

- 国内、公共施設、野外。
- このうち、着替え・全裸・半裸を前提としている場所。野外の温泉、露天風呂、脱衣所等。

C. 場所・人数 3 検証チーム

◎ 次の全てを満たす場合、ここに分類する。

- 国内、公共施設、屋内。
- このうち、学校、職場、店舗、電車、バス、屋内プール、スタジオ、ホテルロビー、料亭・カラオケ個室等。
- 撮影内容は着替えに限らず、性的姿態・性行為を含む。

D. 場所・人数 4 検証チーム

◎ 次の全てを満たす場合、ここに分類する。

- 国内、公共施設、屋内。
- このうち、着替え・全裸・半裸を前提としている場所。屋内温泉、女性向けスパ・プール、ヌードスタジオ、美容系サロン、脱衣所等。

E. 場所・人数 5 検証チーム

- ◎ 次の全てを満たす場合、ここに分類する。
 - 国内、公共施設、個室。
 - このうち、着替え・全裸・半裸が常時可である場所。女子公衆便所・女子トイレの個室、ホテルの個室等。

F. 場所・人数6検証チーム

- ◎ 次の全てを満たす場合、ここに分類する。
 - 国内、所有・専有・共用・賃借部分、屋外。
 - このうち、自宅や女子寮等のバルコニー・テラス、庭、公道上の車内等。
 - 撮影内容は着替えに限らず、性的姿態・性行為を含む。

G. 場所・人数7検証チーム

- ◎ 次の全てを満たす場合、ここに分類する。
 - 国内、所有・専有・共用・賃借部分、屋内。
 - このうち、女子寮等のリビング、食堂、共同部屋、自宅のうち自室等以外。
 - 撮影内容は着替えに限らず、性的姿態・性行為を含む。

H. 場所・人数8検証チーム

- ◎ 次の全てを満たす場合、ここに分類する。
 - 国内、所有・専有・共用・賃借部分、屋内。
 - このうち、着替え・全裸・半裸を前提としている場所。女子寮等の共同浴場、脱衣室等。

I. 場所・人数9検証チーム

- ◎ 次の全てを満たす場合、ここに分類する。
 - 国内、所有・専有・共用・賃借部分、個室。
 - このうち、着替え・全裸・半裸が常時可である場所。自宅や女子寮等の自室、トイレ、バスルーム、脱衣室等。

(以下、H-H-A~I-A~I-X. 公然性可罰的違法性検証チーム内)

- ◎ H-H-A~I-A~I-Iに該当しない写真は、次の通り分類する。

X. 裸族・部族女性可罰的違法性検証ユニット

- ◎ 被写体女性（側社会）に近現代の性観念が無く、公然の裸体露出等に違法性を問えない可能性がある。
 - 裸族・部族女性であり、野外の性行為・排泄行為が常態である。
 - 18歳未満含む。

A. 海外ヌードイズム・ナチュリズム検証ユニット

- ◎ 国内で違法だが、海外では合法である。
 - 被写体女性が海外女性であるか否かにかかわらず、また、集団・複数・レズビアンか単独・個人かを問わず、海外のヌードイズム・ナチュリズム地区から自宅・女子寮等に至るまで、海外で撮影されたもの。顔出し・性器無修正頒布も不問。
 - 帰属不明土地での撮影も、ここに含める。

B. 迷惑防止条例違反検証ユニット

- ◎ 刑法犯構成は困難だが、社会的・個人的法益侵害（両説有り）の可能性（軽犯罪法・迷惑防止条例違反等）がある。
 - 女性の公然の上半身着替え・授乳・分娩・野外排泄等（男性の上半身裸は不問）

C. 社会的法益に対する罪 1 検証ユニット

- ◎ 可罰性は無いが、違法性・有責性が有る可能性がある。
 - 女子寮等限定的な公然の場所、女性・レズビアンのみ、全員が撮影・頒布を要望・許可、人数が問題、異性間は違法。

D. 社会的法益に対する罪 2 検証ユニット

- ◎ 可罰的違法性は有るとされるが、多くは黙認され処罰無し（公然わいせつ等）。
 - ストリップショー・ヌードダンス・コンパニオン等、撮影・頒布の要望・許可問わず、場所・人数が問題。

E. 社会的法益に対する罪 3 検証ユニット

- ◎ 社会的法益に対する罪・「被害者なき犯罪」の可能性（公然わいせつ等）がある。
 - 屋内、集団・複数・レスビアン、全員が撮影・頒布を要望・許可、人数が問題。
 - 被写体女性は、被害者でなく、共犯者や迷惑行為実行者である。性被害女性に特有の心的外傷が皆無である。
 - 構成している可能性のある犯罪：公然わいせつ等
 - 分類要件
 - ◇ 撮影内容に公然性と被写体女性の積極性があるならば、ここへ分類。
 - ◇ 被写体女性のいかなる自由意思をも侵害しておらず、被写体人数が問題であること。当該場所での性的ポーズ・性行為（の見物）、撮影とその後の頒布が、被写体女性の要望・許可によること。「被害者なき犯罪」を構成していること。被写体女性の自由意思のいずれかを侵害している場合、ここに含めない。
 - ◇ 国内での単純所持そのものは合法である資料であること。（頒布はグレーゾーン。）

F. 社会的法益に対する罪 4 検証ユニット

- ◎ 社会的法益に対する罪・「被害者なき犯罪」の可能性（公然わいせつ等）がある。
 - 公然の場所、単独・個人、撮影・頒布を要望・許可、場所が問題。
 - 被写体女性は、被害者でなく、共犯者や迷惑行為実行者である。性被害女性に特有の心的外傷が皆無である。
 - 構成している可能性のある犯罪：公然わいせつ等
 - 分類要件
 - ◇ 撮影内容に公然性と被写体女性の積極性があるならば、ここへ分類。
 - ◇ 被写体女性のいかなる自由意思をも侵害しておらず、撮影場所が問題であること。当該場所での性的ポーズ・性行為（の見物）、撮影とその後の頒布が、被写体女性の要望・許可によること。「被害者なき犯罪」を構成していること。被写体女性の自由意思のいずれかを侵害している場合、ここに含めない。
 - ◇ 国内での単純所持そのものは合法である資料であること。（頒布はグレーゾーン。）

G. 社会的法益に対する罪 5 検証ユニット

- ◎ 社会的法益に対する罪・「被害者なき犯罪」の可能性（公然わいせつ等）がある。
 - 公然の場所、集団・複数・レスビアン、全員が撮影・頒布を要望・許可、場所・

人数が問題。

- 被写体女性は、被害者でなく、共犯者や迷惑行為実行者である。性被害女性に特有の心的外傷が皆無である。
- 構成している可能性のある犯罪：公然わいせつ等
- 分類要件
 - ◇ 撮影内容に公然性と被写体女性の積極性があるならば、ここへ分類。
 - ◇ 被写体女性のいかなる自由意思をも侵害しておらず、撮影場所または被写体人数が問題であること。当該場所での性的ポーズ・性行為（の見物）、撮影とその後の頒布が、被写体女性の要望・許可によること。「被害者なき犯罪」を構成していること。被写体女性の自由意思のいずれかを侵害している場合、ここに含めない。
 - ◇ 国内での単所持そのものは合法である資料であること。（頒布はグレーゾーン。）

H. 社会的法益に対する罪 6 検証ユニット

◎ 社会的法益に対する罪・「被害者なき犯罪」の可能性（公然わいせつ、軽犯罪法違反、住居侵入、不退去等）がある。

- 廃墟・空き家、場所が問題。
- 被写体女性は、被害者でなく、共犯者や迷惑行為実行者である。性被害女性に特有の心的外傷が皆無である。
- 構成している可能性のある犯罪：公然わいせつ、軽犯罪法違反、住居侵入、不退去等
- 分類要件
 - ◇ 撮影内容に公然性と被写体女性の積極性があるならば、ここへ分類。
 - ◇ 被写体女性のいかなる自由意思をも侵害しておらず、撮影場所が問題であること。当該場所での性的ポーズ・性行為（の見物）、撮影とその後の頒布が、被写体女性の要望・許可によること。「被害者なき犯罪」を構成していること。被写体女性の自由意思のいずれかを侵害している場合、ここに含めない。
 - ◇ 国内での単所持そのものは合法である資料であること。（頒布はグレーゾーン。）

I. 社会的法益に対する罪 7 検証ユニット

◎ 社会的・個人的法益に対する罪、見物人（児童）が被害者の可能性（脅迫、強要、公然わいせつ等）がある。

- 被写体女性による公然の裸体・性行為・排泄等行為の見物の強要等が問題。
- 被写体女性は、被害者でなく、共犯者や迷惑行為実行者である。性被害女性に特有の心的外傷が皆無である。